

議案第 5 7 号

栗山町議会基本条例の一部を改正する条例

栗山町議会基本条例（平成 1 8 年条例第 1 7 号）の一部を次のように改正する。

第 8 条に次の 1 号を加える。

(6) 栗山町公共施設等総合管理計画

第 2 6 条を第 2 7 条とし、第 2 1 条から第 2 5 条までを 1 条ずつ繰り下げ、第 2 0 条の次に次の 1 条を加える。

（災害時の対応）

第 2 1 条 議会は、町民の生命又は生活に直接影響を及ぼす災害等が発生した場合は、町民及び地域の状況を的確に把握するとともに、議会としての業務を継続し、町長等に速やかに必要な要請を行うものとする。

2 前項に規定する災害等が発生した場合における議会の対応に関し必要な事項は、議長が別に定める。

附 則

この条例は、令和元年 1 0 月 1 日から施行する。